

令和5年11月 定例総会議事録

日 時 令和5年11月30日（木曜日） 午前9時30分～午前11時00分

場 所 第1別館 大会議室

農業委員

会長	春口隼人	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	小島利春	6	上仮屋博	7	大山竹子	8	高田春男
9	河野雄二	10	田原尚紀	11	種子田勝	12	瀬戸山博好
13	谷之木信弘	14	大部実男	15	下沖秀人	16	倉菌嘉枝子
17	石川文男	18	松田まり子	19	長瀬茂弘		

欠席 棚橋 道夫・高田 春男・松田 まり子

農地利用最適化推進委員

20	井上亘	21	上原都由子	22	新田敏文	23	高岩昭市
24	池井周造	25	中山敏章	26	前田次雄	27	丸尾義盛
28	池田幸一	29	内一幸	30	井口紀男	31	山下市郎
32	大山則夫	33	井野実	34	大久津和幸	35	栗水流峯一
36	谷口和巳	37	福本正三	38	四位正生		

欠席 上原 都由子・中山 敏章

事務局

事務局長	藤崎 浩一	主 幹	竹内秀次	主 幹	西原学	主 査	橋谷 理己
主 査	宮田 衣美	主 査	宮永昌和				

議 題

報告第 29 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 30 号 農地法利用集積計画の変更について

議案第 93 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について

議案第 94 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について

議案第 95 号 農地法第 3 条の規定による地上権の権利の設定許可について

議案第 96 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条第1項の規定による決定について（使用貸借）

議案第 97 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条第1項の規定による決定について（賃貸借）

議案第 98 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条第1項の規定による決定について（所有権）

議案第 99 号 農用地利用集積等促進計画について

議案第 100 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について

議案第 101 号 農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達について

議案第 102 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について

議案第 103 号 農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について
議案第 104 号 非農地証明願い承認について

事務局 皆様、おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 16 名、推進委員 17 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 11 月の行事実績と 12 月の行事予定を報告します。

(11 月の行事実績と 12 月の行事予定の報告)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、おはようございます。それでは、令和 5 年 11 月期の定例総会を只今より開会します。よろしくお祈いします。

事務局 本日は報告が第 29 号から第 30 号までの 16 件、議案が第 93 号から第 104 号までの 93 件合計 109 件でございます。それでは農業委員会第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いします。

議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事に入る前に今月の議事録署名を 2 番東原委員と 5 番小島委員をお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いいたします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。
報告第 29 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

(報告第 29 号～報告第 30 号 朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いですので議事に入ります。
議案第 93 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可についてを議題と

します。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第93号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可について下記のとおり農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから許可するものとする。

(議案第93号1番朗読、他3件省略)

議長 ありがとうございます。では、審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 今月の農地法3条の事前審査を第5小委員会に付託されましたので11月20日に、審査会を実施しました。その結果を報告します。
議案第93号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請についてです。
1番、農業者年金受給のためです。期間は10年間、再設定です。
2番、農業者年金受給のためです。期間は10年間、再設定です。
3番、農業者年金受給のためです。期間は10年間、再設定です。
4番、農業者年金受給のためです。期間は10年間、再設定です。
以上4件、審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第93号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定許可について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。
続きまして議案第94号農地法第3条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第94号農地法第3条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったから許可する
ものとする。

(議案第94号1番朗読、他17件省略)

議長 ありがとうございます。では、審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 議案第94号農地法第3条の規定による所有権移転許可の権利の設定許可申請について
です。

1番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10aあたり53,619円。

2番、知人からの贈与を受けるものです。

3番、知人からの贈与を受けるものです。

4番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10aあたり100,000円。

5番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10aあたり100,883円。

6番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10aあたり123,211円。

7番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10aあたり568,505円。

8番、母から贈与を受け、新規に農業経営を行うものである。

9番、父から贈与を受け、新規に農業経営を行うものである。

10番、申請地を購入し、新規に農業経営を行うものである。10aあたり361,882円。

11番、申請地を購入し、新規に農業経営を行うものである。10aあたり588,235円。

12番、母から贈与を受けるものです。

13番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10aあたり400,000円。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 今月の野尻町区分です。事前審査を小委員会に付託されましたので11月21日に行
いました。その結果を報告します。

14番、母から贈与を受けるものです。

15番、申請地を購入し、新規就農を図るものです。10aあたり2,717,391円。

16番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10aあたり29,656円。

17 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 43,821 円。

18 番、兄からの贈与を受けるものです。

小委員会としては計画とおり承認することに決定しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第94号農地法第3条の規定による所有権移転許可について許可することに賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。

続きまして議案第95号農地法第3条の規定による地上権の権利の設定許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第95号農地法第3条の規定による地上権の権利の設定について下記のとおり農地法第3条の規定による区分地上権の権利の設定許可申請があったから許可するものとする。

(議案第95号1番朗読)

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 議案第95号農地法第3条の規定による地上権の権利の設定についてです。

1番、議案第101号1番同時提出です。設定理由は農地を営農型太陽光発電設備の設置に伴い区分地上権を設定するためです。畑の上に営農型太陽光発電設備を行い、その下に阪木を植えるものです。3年間です。3年毎に申請するものです。10aあたり10,476円。

委員会としましては、計画とおり決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第95号農地法第3条の規定による地上権の権利の設定許可について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定をします。
続きまして議案第96号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（使用貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第96号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画とおり決定する。

(議案第96号1番朗読、他1件省略)

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 議案第96号農業経営基盤強化促進法（使用貸借）を報告します。
1番、親子です。認定農業者で農業者年金受給のためです。10年間、再設定です。面積の1,547㎡のうちの496㎡の残りの面積は原野です。
2番、10年間です。
委員会としましては、計画とおり決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第96号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）に計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定をします。続きまして議案第 97 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（貸貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 97 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（貸貸借）を作成したので計画とおり決定する。

(議案第 97 号 1 番朗読、他 1 件省略)

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 97 号農業経営基盤強化促進法（貸貸借）を報告します。
1 番、総額、玄米 4 俵、10 年間、再設定です。
2 番、10a あたり 4,973 円、5 年間、再設定です。
委員会としましては、計画とおり決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 97 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（貸貸借）に計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定をします。
続きまして議案第 98 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（所有権）を議題とし

ます。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 98 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(所有権)を作成したので計画とおり決定する。

(議案第 98 号 1 番朗読、他 17 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いしますが、11 番が〇〇委員の案件ですので退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 98 号農業経営基盤強化促進法等改正法農用地利用集積計画(所有権)について報告をします。
11 番、出しての方が 3 人です。申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 82,835 円。
小委員会としては計画とおり承認することに決定しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
11 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定します。

(〇〇委員入席)

議長 ○○委員に報告します。案件について許可することに決定しました。
○○委員 ありがとうございます。

議長 それでは他の案件について、報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 続きますして報告します。

- 1 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 350,000 円。
 - 2 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 131,658 円。
 - 3 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 67,114 円。
 - 4 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 230,000 円。
 - 5 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 301,402 円。
 - 6 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 119,268 円。
 - 7 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 17,550 円。
 - 8 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 77,121 円。
 - 9 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 936,914 円。
 - 10 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 287,770 円。
 - 12 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 10,707 円。
 - 13 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 237,642 円。
 - 14 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 80,515 円。
 - 15 番、特例事業に寄与する、10a あたり 607,040 円。
- 小委員会としては計画とおり承認することに決定しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 議案第 98 号農業経営基盤強化促進法等改正法農用地利用集積計画（所有権）についての野尻町区分です。

- 16 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 256,645 円。
 - 17 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 147,856 円。
 - 18 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 64,374 円。
- 小委員会としては計画とおり承認することに決定しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 98 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による決定について(所有権) に計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定します。
続きまして議案第 99 号農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 99 号農地利用集積等促進計画について
下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画(中間管理事業)を作成したので計画通り承認する。

(議案第 99 号 朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番 挙手)

議長 はい、14 番

14 番 議案第 99 号農用地利用集積等促進計画(中間管理事業)です。
小林地区については 27 件、田が 120,833.41 m²、畑が 25,505 m²計 146,338.41 m²です。

審査の結果、計画とおり承認することにしました。報告を終わります

(17 番 挙手)

議長 はい、17 番

17 番 議案第 99 号農用地利用集積等促進計画(中間管理事業)野尻町区分です。
野尻町地区、12 件、田が 48,665.38 m²、畑が 22,150 m²、計 70,815.38 m²です。
審査の結果、中間管理事業の案件のことから計画通り承認することにしました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 99 号農用地利用集積等促進計画について計画とおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり承認することに決定しました。
続きまして議案第 100 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 100 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 100 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番

11 番 農地法第 4 条の事前審査を 4・5 条小委員会に付託されましたので 11 月 21 日に、審査会を実施しました。その結果を報告します。
議案第 100 号農地法第 4 条の規定による許可申請です。
1 番、北西方の八久保で、国道 221 号線を西小林に向かって、西の原交差点を右に入ったえびの境です。転用の理由は植林です。鹿や猪の被害も発生していることから農地の利用が困難な為、今後も山林として管理していくための申請です。
審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 100 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について意見書を付して進

達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。
続きまして議案第 101 号農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 101 号農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 101 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番

11 番 議案第 101 号農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達についてです。

1 番、議案第 95 号 1 番同時提出です。場所は南西方環野で、生駒高原コスモス園の先の右側です。転用の理由は営農型太陽光発電施設一時転用です。柱の部分だけです。審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。議案第 101 号農地法第 5 条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。
続きまして議案第 102 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達につ

いてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 102 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 102 号 1 番朗読、他 1 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番

11 番 議案第 102 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達です。1 番、議案第 103 号 1 番同時提出です。場所は細野湾津で、転用理由は擁壁敷地です。2 番、南西方生駒で、小林インター入り口を左に入った所です。植林です。審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 102 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。
続きまして議案第 103 号の農地転用許可後の事業計画変更申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 103 号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について
下記のとおり農地転用許可後の事業計画変更申請があったから意見書を付して進達
するものとする。

(議案第 103 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番

11 番 議案第 103 号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達についてです。
1 番、変更の後は、面積が増えた擁壁敷地です。
小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。議案第 103 号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達に
ついて意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定をします。
続きまして、議案第 104 号非農地証明願い承認についてを議題とします。事務局の
朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 104 号非農地証明願い承認について
下記のとおり非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 104 号 1 番朗読、他 3 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 104 号非農地証明願承認についてです。
1 番、北西方小桑ノ木、種子田より西ノ原に向かう左側の山影です。調査事項は原野です。
2 番、真方瀬ノ口と東方オガラキです。調査事項は山林です。
3 番、北西方一重原で、西小木の濱田商店をえびの方面に向かって道路横でしたが竹藪です。調査事項は原野です。
4 番、南西方檜木平で、地鶏の里から西小林方面に向かって農道にぶつかる手前でした。2 件とも調査事項は原野です。
小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 104 号非農地証明願承認について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定をします。
以上で本日の総会を終了します。

閉議 午前 11:00

令和 5 年 11 月 30 日定例総会

議事録署名

_____ ㊟

_____ ㊟